**～健康福祉部関係～**

2016年1月22日

◎佐藤正幸　まず、健康福祉部関係におけるマイナンバーの運用についてお尋ねしたいと思うんです。

まず、介護保険に関してなんですが、厚生労働省から昨年12月15日に認知症などで個人番号の記入が難しい場合に番号の記載は免除する、こういう方針が自治体や事業所に通知があったというふうに思います、その内容をまず簡潔に説明をしていただきたいと思い増し、またこの通知がどのように周知徹底されているのか併せてお聞かせください。

◎高本和彦健康福祉部長　本年1月からマイナンバー、個人番号の利用がはじまっておりまして、介護保険制度においても要介護認定申請書等に個人番号の記載が必要とされているところです。こうした申請書等については、法令に基づき、個人番号を記載して頂くことが原則でございますが、委員御指摘の厚生労働省の12月15日付通知においては、申請者が認知症等で自身の個人番号がわからず、個人番号の記載が難しい場合等には市町の職員が住民基本台帳等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、当該職員が記載して差し支えないということとされたところです。

県では、この国の通知の内容につきまして、市町や介護事業者等に対し、文章通知を行うなどにより適切な対応をもとめているところでございますが、今後とも引き続き市町の担当者会議や事業者説明会等の機会を通じて、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　昨年、この通知が出る前だと思うんですけど、番号の記載がないということで申請が受け付けられなかったという事例もきいておりますので、今お話があったように核心は番号が空欄のままでも申請はしっかり受け付けるというのが、この核心ではないかなというふうにおもいますので、ぜひ万全の対応をおねがいしたいというふうに思います。

続けて、おなじマイナンバーの運用に関して、健康福祉部関係のほかの部門でも同じような番号の記入が難しい場合があると思われます。例えば様々な事情で住民登録をした住所を離れている人達を初め、全国では約550万世帯で通知カードが届いてないとされております。単純に石川県の100分の1というふうにすれば、そう単純ではありませんけれども、5万世帯にあたります。こうした方々ふくめて、たとえば生活保護の申請とか児童扶養手当の申請とか国民健康保険の加入手続きとか、いといとあると思うんですけど、書類はちゃんと受理されるのか、非常に心配があります。

どんな場合に個人番号の記入が難しいか想定されているのか、また番号の記載を介護保険と同じように免除する等の対応はどうなっているのか、お聞かせ願いたいとおもいます。

◎高本和彦健康福祉部長　件に対する届け出申請等のうち、マイナンバーを記載することとされているものについては、各制度の根拠法令に基づきまして、住民や事業者はマイナンバーを申請書等に記載し提出することが義務とされております。しかしながら、国からの通知等においては、申請等に当たって個人番号の記入が困難な場合といたしまして、通知カード等を紛失した場合、通知カード等を持参し忘れ、取りに戻ることが困難な場合、転居等の事情によって通知カードを受け取っていない場合、先ほどあった認知症などにより申請者等が自身の個人番号を把握していない場合などがあげられているところでございまして、そうした特別な事情がある場合には住民基本台帳等を利用して当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこととされているところです。

◎佐藤正幸委員　ここでも記載がないから拒否すると、申請を拒否するみたいなふうにならないようにここでも私、万全の対応を求めたいと思います。

我々は運用を進めるのではなくて、中止、凍結、廃止ということが必要だというふうにかんがえておりますので、できれば県としてもそういう対応を求めてほしいと思っております。

次に、子どもの医療費助成について幾つかお尋ねしたいとおもうんですけど、まず昨年、政府の地方創生の先行型交付金というんですか、正式には地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これ活用して子どもの医療費助成を実施した自治体、全国で74自治体あるというふうに我が党の国会質問で明らかになりました。県内では金沢市がこの交付金を活用してこどもの医療費助成をおこなったとされております。

そこで、金沢市以外で同じように地方創生の交付金を活用して子どもの医療費助成の拡大などをおこなったところはないのか。金沢市では、どのような活用が交付金でされているのか、お尋ねしたいとおもいます。

◎高本和彦健康福祉部長　県内の市町で子どもの医療費助成に地域活性化・機生き住民生活等緊急支援交付金を活用している自治体は、金沢市と宝達志水町の2市町でございます。いずれも現物給付導入に係る助成に活用しているとお聞きしているとろ子です。

◎佐藤正幸委員　去年から実った窓口無料化に関してこの交付金を使ったということになるんですね。そうしますと、昨年12月15日、厚生労働省がここでも通知をだしまして、この交付金を活用した子どもの医療費助成にはいわゆる国保の国庫負担減額調整措置、ペナルティーですね。これを科さないという通知をだしたはずです。

　　　　この内容は、そうすると今お話あった金沢市や宝達志水町にはどんな形で周知徹底されているのか、お聞かせ願いたいですし、そしてこのペナルティーを科さないというのは、単年度限りだと言う認識でいいのかどうか、この2つお尋ねしたいとおもいます。

◎高本和彦健康福祉部長　御指摘の国からの通知を受けまして、県では市町に対しまして、当該交付金を活用して地方単独事業による医療費助成の取り扱いにつきまして、文書により周知をおこなっているところです。

　　　　なお、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は平成27年度で終了することになっております。

◎佐藤正幸委員　この問題の核心のひとつは、窓口無料化による国保のペナルティーを科すことの根拠が失われたということだと思うんですね。要は国保のペナルティーを科す理屈は窓口無料化にすると医療費が増えて、ほかの自治体との不均衡を生むと、だからというこの根拠。この根拠そのものに理屈はないと思いますけど、一方で要は、今回政府の交付金を使った場合はペナルティーを科さない。だけど活用していない自治体にはペナルティーがかかる。政府の交付金を活用すれば医療費が増えて増大するとか、地方単独でやっている場合は増大しないとか、そんなことはないわけなんですね。私は、ここに論理の矛盾が生まれているというふうにおもいます。

　　　　ですから、しかも金沢市と宝達志水町は来年からペナルティーがかかることになるとおもうんですよね。この問題の解決にはやっぱり国の姿勢を変えてペナルティーを廃止させるということが必要ではないかというふうにおもいます。

　　　　そこでお聞きしますけど、昨年11月18日、全国地自家、市長会、そして町村会連名でペナルティーの廃止について意見書といいますか、宣言があると思うんですね。そこでは、地方自治体による少子化対策の取り組みを阻害していると言わざるを得ない、ここまで言い切っているわけですよね。

　　　　私、この月曜日、政府交渉に地方議員のみなさんといってまいりまして、国の担当者はこの問題を議論している、子どもの医療制度の在り方に関する検討会、前倒しをして、春ごろには結論をだしたいと、こんな御発言もございました。わたしは、知事会を通じてだけではなくて、昨年の4月から子どもの医療費窓口無料化に向けて一歩前進させたわけですから、県としても県内の自治体と共に歩調を合わせてこのペナルティーを廃止してほしいと、さらに強いメッセージを国に働きかけるべきではないかというふうにおもいますけど、そこの見解をお伺いしたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　この子ども医療費制度については、本来、市町に競い合いをさせるのではなく、国全体の問題として検討すべきものであり、これまでも全国知事会を通じて国の責任において子どもの医療費助成制度の設立を要望するとともに、ペナルティーの見直しにつきましても厳しい状況にある各市町の国民健康保険財政のさらなる負担増を抑制する観点から、現物給付にたいする国民健康保険の国庫負担金の減額措置の廃止を同じく要望してきたところです。

　　　　こうした中、要望もふまえ、国において都道府県や市町の代表者も参加した子どもの医療費制度の在り方等に関する検討会が設置され、医療提供体制や自己負担の在り方等について検討を始めたと承知しているところです。

　　　　今後とも検討会の動向を注視しつつ、引き続き必要な要望をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

◎佐藤正幸委員　昨年12月、野々市市議会でもペナルティー廃止を求める意見書が全会一致で可決をされております。1月13日、今年に入っての国会でも我が党の質問に、交付金を活用した医療費助成は子どもだけでなく、重度心身障がい者への助成にも、このペナルティーを科さないと。そして、一人親世帯の医療費助成についてもペナルティーを科さないというふうにしています。私はこのペナルティーを科す根拠はもう崩れ去ったと本当に思いますので、ぜひ強い対応をお願いして次の質問に移りたいと思います。

　　　　介護保険の補足給付の縮小と利用料の2割負担引き上げが行われております。県内でも大きな悲鳴が上がっておりまして、例えば金沢市の70歳の方は認知症の奥さんが特養ホームに入所しておられる。昨年9月、特養から請求書がきまして、9万2.700円。1カ月ですね。これまでの請求額は月5万3.700年ですから、一ヶ月当たり、3万9.000円。約4万円も負担が大きくなったと。これは年間46万円で、年金3カ月分にも当たるということだそうです。

　　　　なぜ、こんなにも増えたかというと、いわゆる補足給付が縮小され、介護者の年金が収入認定されたと。これによって月4万円も負担が増えた。このほかにも利用料の引き上げが1割から2割に増えたということも行われております。

　　　　昨年8月にこの委員会で、特に利用料の引き上げの影響に関して部長は、市町とも連携ししっかり状況把握を行い、適切に対応してまいりたいとおっしゃいました。

　　　　実際に改悪が強行され、補足給付の縮小と併せて利用料の2割負担の問題などの影響の把握をどのような形で行っているのか。あるいは県としてどのような問題がおこっていると把握しているのか、お尋ねしておきたいと思います。

◎高本和彦健康福祉部長　介護保険制度の改正によりまして、昨年の8月から特別養護老人ホームとうの入所者の食費や住居費に係る負担軽減のために設けられている補足給付については、単身で1.000万円を超える預貯金等の資産を有する場合など、負担能力のある方については給付の対象外とされ、また併せて介護サービスを利用した際の負担割合につきましても、単身で年金収入が年280万以上など、一定以上の所得がある方については、利用者負担が1割から2割に引き上げられたところです。

　　　　こうした制度改正による影響については、保険者である県内市町に対しまして、問題等が生じていないか、定期的に確認をしてまいっているところです。

　　　　直近では昨年12月に市町に対して確認をおこなっておりますが、例えば配偶者が市町村民税課税者であっても、食費。居住費を負担した場合に生活が困難となる場合には、特例減額措置として補足給付の対象になること、また介護保険の利用者負担については、1カ月あたりの上限が定められており、上限を超えた分は高額介護サービス費として払い戻されることなどについて説明をおこなうなど、丁寧な対応をしているところもありまして、これまでのところ、特段の問題が生じているとはお聞きしていないところです。

◎佐藤正幸委員　特段の問題が生じていないというのは、現在はそうかもしれませんが、先ほど紹介したからは、奥さんの年金の7万円/月では足りずに、御自身の年金とアルバイトもして生活をされている。今は大丈夫かもしれないが、もし自分が倒れたり、入院をしたりすれば、自分たちだけでは支払いが続けられないと、こういった状況もあるわけですね。この声にどう向きあうのか、国も県も問われていると思います。利用料の2割負担に加えて、特養ホームの部屋代の値上げなどもおこなわれたとお聞きしています。ぜひ実態ときちんと把握して、必要な改善を国に求め、また県としても必要な支援策をぜひ検討して頂きたいと要望して質問を終わりたいと思います。